

令和6年3月25日

大臣官房官庁営繕部整備課

## 木造計画・設計基準を改定しました

～公共建築物におけるさらなる木造化の促進に向けて～

「木造計画・設計基準及び同資料」は、官庁施設の木造化を図る場合に、施設の計画段階及び設計段階において考慮すべき基本事項や標準的な手法等を定めたものです。

今般の改定においては、「都市（まち）の木造化推進法」の改正<sup>※1</sup>を受けて新たに決定された基本方針において、国が整備する公共建築物は中層以上の建築物等も含め、原則木造化を図るとされた<sup>※2</sup>ことを踏まえ、内容の拡充を図っています。

### ■ 改定の主なポイント

木造化を図る公共建築物の範囲の拡大を受け、

- 防耐火規定や混構造に関する内容を拡充するなど、中層以上の建築物の木造化にも対応した合理的な設計手法等を追加
- 「計画」の章を新設し、都市（まち）の木造化推進法及び基本方針に基づき木造化を検討する際に、計画段階で考慮すべき事項を規定

※詳細は別紙の通り

### ■ 適用：令和6年4月1日

### ■ URL：[https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku\\_ki\\_jun.html#moku\\_ki\\_jun](https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_ki_jun.html#moku_ki_jun)

※1 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年制定）が令和3年に改正され、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。通称：都市（まち）の木造化推進法）となった。

※2 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）において、これまで「積極的に木造化を促進する公共建築物」に含まれていなかった耐火建築物とすること等が求められる建築物や中層以上の建築物も含め、国が整備する公共建築物は原則として全て木造化を図るものとされた。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室 佐藤、片岡

電話：03-5253-8111（代表）（内線：23663、23474）

03-5253-8949（直通）

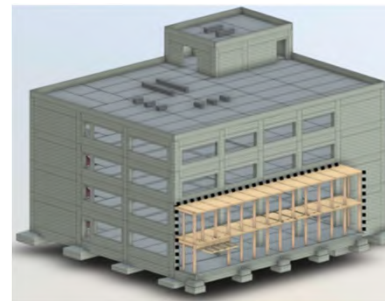
- 「都市（まち）の木造化推進法」の改正※<sup>1</sup>を受けて新たに決定された基本方針において、国が整備する公共建築物は中層以上の建築物等も含め、原則木造化を図ることとされた※<sup>2</sup>
- 木造化を図る公共建築物の範囲の拡大を受け、「木造計画・設計基準及び同資料」を改定し、中層以上の建築物の木造化にも対応するなど内容を拡充

※<sup>1</sup> 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年制定）が令和3年に改正され、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。通称：都市（まち）の木造化推進法）となった。  
※<sup>2</sup> 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）において、これまで「積極的に木造化を促進する公共建築物」に含まれていなかった耐火建築物とすること等が求められる建築物や中層以上の建築物も含め、国が整備する公共建築物は原則として全て木造化を図るものとされた。

## 改定の主なポイント

- 中層以上の建築物の木造化にも対応した合理的な設計手法等を追加

- 防耐火規定や混構造に関する記載・図表を拡充
- 屋根・外壁・床・接合部など、各建築部位の設計に関する記載を拡充



掲載図の例（混構造）

- 「計画」の章を新設し、計画段階での考慮事項を規定

- 木の良さを実感できる機会の提供、コスト・技術面で合理的な手法を検討しつつ、木造化を検討
- 施設の立地や特性等に応じた対火災、対水害、耐久性等の性能の確保
- 木材調達の実情等を踏まえた適切な施設整備期間の確保

## 章構成

1. 総則
  - 1.1 目的
  - 1.2 適用範囲他
2. 計画
  - 2.1 基本事項
  - 2.2 基本的性能等に関する留意事項
  - 2.3 施設整備期間に関する留意事項
3. 建築設計
  - 3.1 基本事項
  - 3.2 木造建築計画（防耐火、耐久性 他）
  - 3.3 内装等の木質化
  - 3.4 各建築部位の構法、仕上げ
4. 建築構造設計
5. 建築設備設計